

磐梯朝日国立公園
(磐梯吾妻・猪苗代地域)

公園計画書

平成31年3月18日
環境省

目 次

1	基本方針	1
2	規制計画	2
(1)	保護規制計画	2
ア	特別地域	2
(ア)	特別保護地区	5
(イ)	第1種特別地域	10
(ウ)	第2種特別地域	16
(エ)	第3種特別地域	25
イ	関連事項	35
(ア)	汚水又は廃水の排出規制区域	35
(イ)	乗入れ規制区域及び期間	36
(ウ)	普通地域	37
ウ	面積内訳	39
3	事業計画	41
(1)	施設計画	41
ア	利用施設計画	41
(ア)	集団施設地区	41
(イ)	単独施設	45
(ウ)	道路	56
a	車道	56
b	歩道	58
(エ)	運輸施設	61
4	参考事項	63
(1)	過去の経緯	63

1 基本方針

磐梯吾妻・猪苗代地域は、山形県と福島県に跨っており、磐梯山とその北側の裏磐梯を有する磐梯地区、西吾妻山を最高峰とする吾妻連峰と安達太良山を包括する吾妻地区、猪苗代湖を包括する猪苗代地区の3地区に分けられる。

磐梯地区は、明治に噴火した磐梯山の荒々しい山肌とその噴火によって形成された裏磐梯の300とも言われる湖沼群が特有の景観を呈している。

吾妻地区は、2,000m級の新旧火山が連なり、オオシラビソなどの天然林が広がり、山中には湿原が点在し、地区内には数多くの温泉が湧出している。また、東側の安達太良山も荒涼とした火口原が広がっている。

猪苗代地区は、磐梯山麓に位置し、日本で4番目の面積を誇る広大な湖である猪苗代湖からなり、冬期にはコハクチョウをはじめとする渡り鳥の飛来地となっている。

磐梯吾妻・猪苗代地域の主要な保護対象は磐梯山の爆裂火口、五色沼をはじめとする火山性堰止湖沼群並びに火山群峰である吾妻連峰及び安達太良連峰であり、風致を維持するために必要な区域を特別地域に指定する。

吾妻連峰（吾妻山稜）、安達太良山（沼ノ平）、裏磐梯（五色沼）、磐梯山等の原生的自然景観を保護するために必要な区域は、特別保護地区に指定する。また、特別保護地区に準ずる景観を有する区域は第一種特別地域に指定する。

鎌沼及び五色沼については、水環境を保全するため、指定湖沼に指定する。

浄土平へのスノーモービル乗入れを防止し、高山植物等の損傷を防止するため、スノーモービル乗入れのアクセス部及び乗り回しが予想される地域を車馬もしくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する地域に指定する。

本地域は、自然及び山岳地や湖沼付近からの眺望を求めて自然探勝、登山、スキー、温泉などに福島県、山形県、宮城県及び首都圏から自家用車で訪れる利用者が多い。利用拠点とするため、浄土平及び裏磐梯を集団施設地区に指定し、適切な利用のための施設を集団的に整備する。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
山形県	米沢市内 国有林置賜森林管理署 210 林班から 214 林班まで、216- I 林班及び 217 林班から 224 林班までの各一部	4,656
	米沢市 大字大沢、大字大平、大字李山及び大字関の各一部	国 4,071 公 40 私 545
		4,656
	小 計	国 4,071 公 40 私 545
福島県	福島市内 国有林福島森林管理署 27 林班から 39 林班まで、42 林班から 46 林班まで、49 林班か ら 52 林班まで、55 林班及び 59 林班の全部並びに 53 林班、56 林班及び 60 林班の各一部 官行造林在庭坂 3 林班の一部	8,497
	福島市 桜本、土湯温泉町及び町庭坂の一部	国 7,034 公 0 私 1,463
	郡山市内 国有林福島森林管理署 242 林班から 244 林班までの全部	1,061
	郡山市 湖南町の一部	国 941 公 22 私 98
	二本松市内 国有林福島森林管理署 9 林班及び 12 林班から 20 林班までの全部	
	二本松市 塩沢町、岳温泉及び永田の各一部	2,060
	国 1,829 公 0 私 231	

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	安達郡大玉村内 国有林福島森林管理署 8 林班から 11 林班までの全部並びに 2 林班、3 林班及び 7 林班の各一部 安達郡大玉村 玉井の一部	1,600 国 1,600 公 0 私 0
	会津若松市内 国有林会津森林管理署 20 林班の一部 会津若松市 湊町大字赤井、湊町大字共和及び湊町大字静潟の各一部	380 国 119 公 0 私 261
	耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 409 林班、412 林班、413 林班、415 林班、418 林班から 432 林班まで、435 林班から 438 林班まで、443 林班、445 林班か 447 林班まで、449 林班から 452 林班まで、457 林班及び 459 林班の全部並びに 406 林班から 408 林班まで、410 林班、411 林班、414 林班、416 林班、417 林班まで、433 林班、434 林班、439 林班から 442 林班まで、444 林班、448 林班、453 林班、456 林班及び 461 林班から 465 林班までの各一部 耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部	15,348 国 11,983 公 691 私 2,674
	耶麻郡磐梯町 大字大谷、大字更科及び大字磐梯の各一部	1,562 国 193 公 0 私 1,369

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 101 林班から 103 林班まで、166 林班から 171 林班まで、178 林班から 182 林班まで、185 林班、186 林班、189 林班、191 林班から 200 林班の各一部 官行造林乳下 1 林班、根次 1 林班、猪苗代 1 林班、土湯沢 1 林班、長瀬 5 林班及び 11 林班並びに吾妻 2 林班から 7 林班及び 10 林班から 13 林班までの全部 耶麻郡猪苗代町 大字猪苗代、大字翁沢、大字蚕養、大字中小松、大字山潟及び大字若宮の各一部	11,941 国 6,591 公 139 私 5,210
	猪苗代湖	10,387 国 10,387 公 0 私 0
	小 計	52,836 国 40,679 公 853 私 11,304
	合 計	57,492 国 44,750 公 892 私 11,850

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の地区を特別保護地区とする。

(表 2 : 特別保護地区総括表)

都道府県 名	区 域	面積 (ha)
山形県	米沢市内 国有林置賜森林管理署 210 林班、212 林班、216- I 林班、217 林班及び 219 林班から 223 林班までの各一部	446 国 446 公 0 私 0
	小 計	446 国 446 公 0 私 0
福島県	福島市内 国有林福島森林管理署 33 林班、45 林班、46 林班、49 林班、50 林班、55 林班、56 林 班及び 59 林班の各一部 福島市 町庭坂の一部	888 国 855 公 0 私 33
	耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 444 林班、456 林班、457 林班、459 林班及び 465 林班の一部 耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部	1,207 国 180 公 691 私 336
	耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 104 林班の全部並びに 166 林班、79 林班から 182 林班まで、 185 林班及び 196 林班の各一部 耶麻郡猪苗代町 大字猪苗代及び大字蚕養の各一部	848 国 621 公 0 私 227
	耶麻郡磐梯町内 国有林会津森林管理署 105 林班の全部 耶麻郡磐梯町 大字磐梯の一部	254 国 193 公 0 私 61

都道府県 名	区 域	面積 (ha)
	小 計	3,197 [国 1,849 公 691 私 657]
	合 計	3,643 [国 2,295 公 691 私 657]

(表3：特別保護地区内訳表)

名称	区	域	地区の概要	面積 (ha)
吾妻連峰 (吾妻山稜)	山形県米沢市内 国有林置賜森林管理署 210 林班、212 林班、216-I 林班、217 林班及び219 林班から 223 林班までの各一部 福島県福島市内 国有林福島森林管理署 33 林班、45 林班、50 林班、55 林班及び59 林班の各一部 福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 444 林班、456 林班、457 林班、 459 林班及び465 林班の各一部 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 166 林班、179 林班から182 林班 まで及び185 林班の各一部	本地区は吾妻連峰の主稜部でハイマツ、ミヤマネズ、アカミノイヌツゲ、ハクサンシヤクナゲなどからなる高山低木林、アオノツガクラ、ヒナザクラ、チングルマ、イワカガミなどからなる雪田植生 ミズゴケの優先する高層湿原、ミヤマホタル等の生育する池塘などからなる稀少な植生景観と火山噴気現象や各種の火山地形などの原生的な景観を呈する地域であり、これらを厳正に保護する。	1,544 国 1544 公 - 私 -	

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
高湯賽河原	福島県福島市内 国有林福島森林管理署 55 林班の一部 福島県福島市 町庭坂の一部	ヤエハクサンシヤクナゲの自生地であり、稀少な植生の保護をはかる。	54 [国 公 私
吾妻小富士	福島県福島市内 国有林福島森林管理署 45 林班、46 林班、49 林班及び 50 林班の各一部	吾妻小富士の典型的な火山地形及びその山麓に広がる火山性植物の保護をはかる。	250 [国 公 私
安達太良山 (沼ノ平)	福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 196 林班の一部 福島県耶麻郡猪苗代町 大字蚕養の一部	爆裂火口として特異な火山地形を呈しており、この地形の保護をはかる。	174 [国 公 私
裏磐梯 (五色沼)	福島県耶麻郡北塩原 大字塩原の一部	異なった水色を呈する湖沼群がその周辺植生と一体となって原生的な景観を形成しており、これの一体的保護をはかる。	891 [国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)														
磐梯山 (磐梯山)	福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 104 林班の全部 福島県耶麻郡北塩原村 大字松原の一部 福島県耶麻郡磐梯町内 国有林会津森林管理署 105 林班の全部 福島県耶麻郡磐梯町 大字磐梯の一部 福島県耶麻郡猪苗代町 大字猪苗代の一部	磐梯山爆裂火口を含めた山頂部一帯の火山地形とそれを破う 火山性植生が一体となって原生的な景観を形成しておりこれの 一体的な保護をはかる。	<table border="1"> <tr> <td>730</td> </tr> <tr> <td>国</td> </tr> <tr> <td>369</td> </tr> <tr> <td>公</td> </tr> <tr> <td>-</td> </tr> <tr> <td>私</td> </tr> <tr> <td>361</td> </tr> <tr> <td>3,643</td> </tr> <tr> <td>国</td> </tr> <tr> <td>2295</td> </tr> <tr> <td>公</td> </tr> <tr> <td>691</td> </tr> <tr> <td>私</td> </tr> <tr> <td>657</td> </tr> </table>	730	国	369	公	-	私	361	3,643	国	2295	公	691	私	657
730																	
国																	
369																	
公																	
-																	
私																	
361																	
3,643																	
国																	
2295																	
公																	
691																	
私																	
657																	
		合 計	<table border="1"> <tr> <td>3,643</td> </tr> <tr> <td>国</td> </tr> <tr> <td>2295</td> </tr> <tr> <td>公</td> </tr> <tr> <td>691</td> </tr> <tr> <td>私</td> </tr> <tr> <td>657</td> </tr> </table>	3,643	国	2295	公	691	私	657							
3,643																	
国																	
2295																	
公																	
691																	
私																	
657																	

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表4：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
山形県	米沢市内 国有林置賜森林管理署 210 林班、212 林班、217 林班、219 林班及び 220 林班の各一部	790 国 - 公 - 私 -
	小 計	790 国 - 公 - 私 -
福島県	福島市内 国有林福島森林管理署 29 林班、33 林班、45 林班、55 林班及び 59 林班の各一部	724 国 - 公 - 私 -
	郡山市内 国有林福島森林管理署 243 林班の一部	197 国 - 公 - 私 -
	二本松市内 国有林福島森林管理署 12 林班、17 林班及び 19 林班の各一部 二本松市 永田の一部	325 国 - 公 - 私 -
	安達郡大玉村内 国有林福島森林管理署 8 林班の一部	55 国 - 公 - 私 -

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 413 林班の全部並びに 407 林班、410 林班、411 林班、417 林班、433 林班、448 林班及び 465 林班の各一部	2,235
	耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部 (桧原湖、小野川湖の全部)	国 - 公 - 私 -
	耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 166 林班、179 林班、180 林班、194 林班から 196 林班まで及び 198 林班から 200 林班までの各一部	2,044
	耶麻郡磐梯町 大字磐梯の一部	26
	小 計	5,606
	合 計	6,399

(表5：第1種特別地域内訳表)

名称	区	域	地区の概要	面積 (ha)
吾妻連峰 (吾妻連峰山腹)	山形県米沢市内 国有林置賜森林管理署 210 林班、212 林班、217 林班、219 林班及び220 林班の各一部 福島県福島市内 国有林福島森林管理署 33 林班、45 林班、55 林班及び59 林班の各一部 福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 465 林班の一部 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 166 林班、179 林班及び、180 林班 の各一部		東西に延びる2,000m級の広大な火山連峰を構成する山岳景 観を総体的に保全する。 山腹より上部に発達した亜高山帯植生を代表するオオシラビ ソ群落を主体とする森林景観の保護をはかる。また、谷地平等 にみられる湿原等については、これらの保護に重点をおく。 なお、各利用施設の周辺については、一体的な自然環境の保全 と育成に留意する。	3,701 国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
安達太良山 (安達太良山)	福島県福島市内 国有林福島森林管理署 29 林班の一部 福島県郡山市内 国有林福島森林管理署 243 林班の一部 福島県二本松市内 国有林福島森林管理署 12 林班、17 林班及び 19 林班の各一部 二本松市 永田の一部 福島県安達郡大玉村内 国有林福島森林管理署 8 林班の一部 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 194 林班から 196 林班まで及び 198 林班から 200 林班までの各一部	<p>安達太良山を中心とする火山性山岳景観を総合的に保全する。</p> <p>安達太良山、鉄山の山腹上部より山頂へかけての一带については、火山地形とこれを被う植生を一体として保護し、自然の遷移にゆだねるものとする。山腹より山麓へかけての一带については、山体を形成する地殻の保全と二次林を含む現植生の維持を図る。</p> <p>なお、各利用施設の周辺については、一体的な自然環境の保全と育成に留意する。</p>	854 [国 公 私]

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
裏磐梯 (磐梯北麓)	福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 407 林班の一部 福島県耶麻郡北塩原村 大字松原の一部	磐梯山の噴火により生成された湖沼群、噴火後に発達した森林景観の保全に重点をおくとともに、各公園利用施設の周辺の自然環境の保全と育成を図る。 磐梯山の噴火による泥流上に発達したアカマツ群落の保護に重点をおくものとし、中心部については、自然の遷移にゆだねる。なお、この一帯は五色沼湖沼群の水源地域にもあたるので、これに影響を与えないよう地形の保全についても留意する。	73 国 - 公 - 私 -
裏磐梯 (松原三湖周辺)	福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 410 林班、411 林班、417 林班、433 林班及び 448 林班の各一部 福島県耶麻郡北塩原村 大字松原の一部 (松原湖、小野川湖の全部)	磐梯山の噴火により生成された湖沼群、噴火後に発達した森林景観の保全に重点をおくとともに、各公園利用施設の周辺の自然環境の保全と育成を図る。 松原湖、小野川湖、秋元湖を始め松原湖東南部の中瀬沼、乙女沼等の微小湖沼を形成する地域の地形及び湖畔部の自然植生の保護を図る。 また、各公園施設の周辺の自然環境の保全と育成を図る。	1,567 国 - 公 - 私 -
磐梯山 (磐梯山腹)	福島県耶麻郡磐梯町 大字磐梯の一部	磐梯山及びび猫魔岳等の火山性山岳景観を総体的に保全する。山体の地殻と植生の保全をはかる。山麓部については現植生の維持と育成を図る。	26 国 - 公 - 私 -

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
磐梯山 (猫魔ヶ 岳・雄国 沼)	福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 413 林班の全部	磐梯山及び猫魔ヶ岳等の火山性山岳景観を総体的に保全する。 雄国沼の湖沼景観の維持と湖畔部の湿原植物群落の保護に重点をおく。 また、猫魔ヶ岳、古城ヶ峰、二子山へかけての西北面については、カルデラ地形の保全に留意するものとする。	175 国 公 私
		合 計	6,399 国 公 私

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
山形県	米沢市内 国有林置賜森林管理署 210 林班から 213 林班まで及び 218 林班から 224 林班までの各一部	1,819
	米沢市 大字大沢、大字大平及び大字李山の各一部	国 - 公 - 私 -
	小 計	1,819 国 - 公 - 私 -
福島県	福島市内 国有林福島森林管理署 29 林班から 32 林班まで、34 林班から 36 林班まで、44 林班、45 林班、49 林班から 52 林班まで、55 林班、56 林班、59 林班及び 60 林班の各一部	2,338
	福島市 桜本、土湯温泉町及び町坂庭の各一部	国 - 公 - 私 -
	郡山市内 国有林福島森林管理署 242 林班から 244 林班までの各一部	322
	郡山市 湖南町の一部	国 - 公 - 私 -
	二本松市内 国有林福島森林管理署 12 林班及び 17 林班から 19 林班の各一部	405
	二本松市 岳温泉の一部	国 - 公 - 私 -

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	安達太良郡大玉村内 国有林福島森林管理署 2 林班、3 林班、8 林班及び 11 林班の各一部	547 国 - 公 - 私 -
	会津若松市内 国有林会津森林管理署 20 林班の一部 会津若松市 湊町大字赤井、湊町大字共和及び湊町大字静潟の各一部	241 国 - 公 - 私 -
	耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 415 林班、457 林班、459 林班の全部並びに 406 林班から 408 林班まで、410 林班、411 林班、414 林班から 417 林班まで、433 林班、434 林班、439 林班から 442 林班まで、444 林班、448 林班、453 林班、456 林班及び 461 林班からから 465 林班までの各一部 耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部	3,455 国 - 公 - 私 -
	耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 101 林班から 103 林班まで、167 林班から 171 林班まで、178 林班、181 林班、182 林班、185 林班、186 林班及び 191 林班から 197 林班までの各一部 耶麻郡猪苗代町 大字翁沢、大字蚕養、大字中小松、大字山潟及び大字若宮の各一部	3,661 国 - 公 - 私 -
	猪苗代湖	10,387 国 - 公 - 私 -

都道府県名	区 域	面積 (ha)						
	小 計	21,356 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>国</td><td>-</td></tr> <tr><td>公</td><td>-</td></tr> <tr><td>私</td><td>-</td></tr> </table>	国	-	公	-	私	-
国	-							
公	-							
私	-							
	合 計	23,175 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>国</td><td>18,822</td></tr> <tr><td>公</td><td>201</td></tr> <tr><td>私</td><td>4,152</td></tr> </table>	国	18,822	公	201	私	4,152
国	18,822							
公	201							
私	4,152							

※端数処理により合計が一致しない。

(表7：第2種特別地域内訳表)

名称	区	域	地区の概要	面積 (ha)
吾妻連峰 (吾妻連峰山腹)	山形県米沢市内 国有林置賜森林管理署 210 林班から 213 林班まで及び 218 林班 から 224 林班までの各一部 山形県米沢市 大字大沢、大字大平及び大字李山の各一部 福島県福島市内 国有林福島森林管理署 32 林班、34 林班から 36 林班まで、44 林班、45 林班、49 林班から 52 林班ま で、55 林班、56 林班、59 林班及び 60 林班の各一部 福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 444 林班、456 林班、457 林班、459 林班 及び 465 林班の各一部 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 169 林班、178 林班、181 林班、182 林 班、185 林班、186 林班、191 林班及び 192 林班の各一部	東西に延びる 2,000m 級の広大な火山連峰を構成する山岳景観を総体的に保全する。 山腹より上部に発達した亜高山帯植生を代表するオオシラビソ群落を主体とする森林景観の保護を図る。また、湿原等の保護に重点をおく。 山腹より下部については、一部地域にみられるクロベ-ヒメコマツ群落、ブナ-チシマザサ群落等の保護に重点をおくほか、山麓部の二次林等についても努めて現植生の維持を図る。 なお、各利用施設の周辺については、一体的な自然環境の保全と育成に留意する。	4,897 国 公 私	

名称	区	域	地区の概要	面積 (ha)
吾妻連峰 (高湯微温湯)	福島県福島市 桜本及び町庭坂の各一部		東西に延びる2,000m級の広大な火山連峰を構成する山岳景観を総体的に保全する。 公園利用施設を取り囲む自然環境の保全と育成を図る。	162 国 公 私
吾妻連峰 (土湯)	福島県福島市 土湯温泉町の一部		東西に延びる2,000m級の広大な火山連峰を構成する山岳景観を総体的に保全する。 公園利用施設を取り囲む自然環境の保全と育成を図る。	207 国 公 私
吾妻連峰 (中津川)	福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 464 林班の各一部 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 167 林班、168 林班、170 林班及び171 林班の各一部 福島県耶麻郡北塩原村 大字松原の一部		東西に延びる2,000m級の広大な火山連峰を構成する山岳景観を総体的に保全する。 中津川渓谷を形成する地形と、これを被う森林景観の保全をはかる。	229 国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
安達太良山 (安達太良山)	福島県福島市内 国有林福島森林管理署 29 林班から 31 林班までの各一部 福島県郡山市内 国有林福島森林管理署 242 林班及び 244 林班までの各一部 福島県二本松市内 国有林福島森林管理署 12 林班、17 林班から 19 林班の各一部 福島県安達太良郡大玉村内 国有林福島森林管理署 2 林班、3 林班、8 林班及び 11 林班の 各一部 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 193 林班から 195 林班まで及び 197 林班 の各一部福島県耶麻郡猪苗代町 大字若宮の一部	安達太良山を中心とする火山性山岳景観を総体的に保全する。 安達太良山、鉄山の山腹上部より山頂へかけての 一帯については、火山地形とこれを被う植生を一体 として保護し、自然の遷移に委ねるものとする。山 腹より山麓へかけての一帯については、山体を形成 する地殻の保全と二次林を含む現植生の維持を図 る。 なお、各公園利用施設の周辺については、一体的 な自然環境の保全と育成に留意する。	2,090 国 公 私
安達太良山 (岳)	福島県二本松市 岳温泉町の一部	安達太良山を中心とする火山性山岳景観を総体的に保全する。 温泉集落を中心とし、これを取り囲む自然環境の保 全と育成に留意する。	121 国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
安達太良山 (沼尻)	福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 196 林班の一部 福島県耶麻郡猪苗代町 大字蚕養の一部	安達太良山を中心とする火山性山岳景観を総合的に保全する。 温泉集落を中心とし、これを取り囲む自然環境の保全と育成に留意する。	203 - - - 国 公 私
裏磐梯 (磐梯北麓)	福島県耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部	磐梯山の噴火により生成された湖沼群、噴火後に発達した森林景観の保全に重点を置くとともに、各公園利用施設の周辺の自然環境の保全と育成を図る。 磐梯山噴火による泥流上に発達したアカマツ群落の保護に重点を置くものとし、中心部については、自然の遷移に委ねる。 なお、この一帯は五色沼湖沼群の水源地域にもあたるので、これに影響を与えないよう地形の保全についても留意する。	248 - - - 国 公 私

名称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
裏磐梯 (桧原三湖周 辺)	福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 415 林班の全部並びに 407 林班、408 林 班、410 林班、411 林班、414 林班、416 林班、417 林班、433 林班、434 林班、 439 林班から 442 林班まで、448 林班、 453 林班及び 461 林班から 463 林班まで の各一部 福島県耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部 福島県耶麻郡猪苗代町 大字若宮の一部 (秋元湖の全部)	磐梯山の噴火により生成された湖沼群、噴火後に 発達した森林景観の保全に重点を置くとともに、各 公園利用施設の周辺の自然環境の保全と育成を図 る。 桧原湖、小野川湖、秋元湖を始め桧原湖東南部の 中瀬沼、乙女沼等の微小湖沼を形成する地域の地形 及び湖畔部の自然植生の保護を図る。 また、各公園利用施設の周辺の自然環境の保全と育 成を図る。	2,797 国 公 私
磐梯山 (磐梯山腹)	福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 406 林班の一部 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 101 林班から 103 林班の各一部 福島県耶麻郡猪苗代町 大字翁沢の一部	磐梯山及び猫魔岳等の火山性山岳景観を総体的に 保全する。 山体の地殻と植生の保全を図る。山麓部につい ては現植生の維持と育成を図る。	887 国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
磐梯山 (猫魔岳・雄国沼)	福島県耶麻郡北塩原村 大字松原の一部	磐梯山及び猫魔岳等の火山性山岳景観を総体的に保全する。 雄国沼の湖沼景観の維持と湖畔部の湿原植物群落の保護に重点を置く。 また、猫魔岳、古城ヶ峰、二子山へかけての西北面については、カルデラ地形の保全に留意する。	374 国 - 公 - 私 -
猪苗代湖	福島県郡山市内 国有林会津森林管理署 20 林班の一部 福島県郡山市 湖南町の一部 福島県会津若松市 湊町大字赤井、湊町大字共和及び湊町大字静潟の各一部 福島県耶麻郡猪苗代町 大字翁沢、大字中小松及び大字山潟の各一部 (猪苗代湖の全部)	猪苗代湖の湖沼景観の維持を図るものとし、特に湖畔部の各公園利用施設の周辺については現景観の維持と育成に努める。 湖岸線の維持、水質の保全及び湖畔部の森林景観の保全に重点を置く。	10,960 国 - 公 - 私 -
		合 計	23,175 国 - 公 - 私 -

(エ) 第3種特別地域

次の地区を第3種特別地域とする。

(表8：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
山形県	米沢市内 国有林置賜森林管理署 210 林班、211 林班、213 林班、214 林班、216-I 林班、218 林班、221 林班及び 224 林班の各一部	1,601
	米沢市 大字大沢及び大字関の各一部	-
	小 計	1,601
福島県	福島市内 国有林福島森林管理署 27 林班、28 林班、37 林班から 39 林班まで、42 林班及び 43 林班の全部並びに 29 林班から 31 林班まで、36 林班、46 林班、49 林班、51 林班から 53 林班まで、55 林班、56 林班、59 林班及び 60 林班の各一部 官行造林在庭坂 3 林班の一部	4,544
	福島市 桜本、土湯温泉町及び町庭坂の一部	-
	郡山市内 国有林福島森林管理署 242 林班及び 244 林班の各一部	542

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	二本松市内 国有林福島森林管理署 13 林班、15 林班、16 林班及び 20 林班の全部並びに 12 林班、14 林班、18 林班及び 19 林班の一部 二本松市 塩沢町の一部	1,330 国 - 公 - 私 -
	安達郡大玉村内 国有林福島森林管理署 9 林班及び 10 林班の全部並びに 2 林班、3 林班、7 林班及び 11 林班の各一部 安達郡大玉村 玉井の一部	998 国 - 公 - 私 -
	会津若松市内 国有林会津森林管理署 20 林班の一部 会津若松市 湊町大字静潟の一部	139 国 - 公 - 私 -
	耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 409 林班、412 林班、418 林班から 432 林班まで、435 林班から 438 林班まで、443 林班、445 林班から 447 林班まで及び 449 林班から 452 林班までの全部並びに 406 林班、408 林班、410 林班、411 林班まで、414 林班、416 林班、417 林班、433 林班、434 林班、439 林班から 442 林班まで、444 林班、453 林班、461 林班から 463 林班まで及び 464 林班の各一部 耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部	8,451 国 - 公 - 私 -
	耶麻郡磐梯町 大字磐梯、大字更科及び大字大谷の各一部	1,282 国 - 公 - 私 -

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 101 林班から 103 林班まで、167 林班から 171 林班まで、189 林班、193 林班から 195 林班まで及び、197 林班から 200 林班までの各一部 耶麻郡猪苗代町 大字蚕養、字葉山及び大字若宮の各一部	5,388 [国 -] [公 -] [私 -]
	小 計	22,674 [国 -] [公 -] [私 -]
	合 計	24,275 [国 17,585] [公 1] [私 6,689]

※端数処理により合計が一致しない。

(表9：第3種特別地域内訳表)

名称	区	域	地区の概要	面積 (ha)
吾妻連峰 (吾妻連峰山腹)	山形県米沢市内 国有林置賜森林管理署 210 林班、211 林班、213 林班、 214 林班、216-I 林班、218 林班、 221 林班及び224 林班の各一部 山形県米沢市 大字大沢及び大字関の各一部 福島県福島市内 国有林福島森林管理署 37 林班から 39 林班まで、42 林班 及び43 林班の全部並びに 36 林 班、46 林班、49 林班、51 林班か ら 53 林班まで、55 林班、56 林 班、59 林班及び60 林班の各一部	東西に延びる 2,000m 級の広大な火山連峰を構成する山岳景 観を総体的に保全する。 山腹より上部に発達した亜高山帯植生を代表するオオシラ ビソ群落を主体とする森林景観の保護を図る。また、家形山 北東部のヤエハクサンシヤクナゲ、谷地平等にみられる湿原 等については、これらの保護に重点を置く。 山腹より下部については一部地域にみられるクロベ-ヒメ コマツ群落、ブナ-チシマザサ群落等の保護に重点を置くほ か、山麓部の二次林等についても努めて現植生の維持を図 る。 なお、各利用施設の周辺については、一体的な自然環境の 保全と育成に留意する。	4,060	
吾妻連峰 (高湯 <small>ぬる湯</small> 微温湯)	福島県福島市内 国有林福島森林管理署 官行造林在庭坂 3 林班の一部 福島県福島市 桜本及び町坂庭の各一部	東西に延びる 2,000m 級の広大な火山連峰を構成する山岳景 観を総体的に保全する。 施設を取り囲む自然環境の保全と育成を図る。	321	

名称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
吾妻連峰 (土湯)	福島県福島市 土湯温泉町の一部	東西に延びる2,000m級の広大な火山連峰を構成する山岳景観を総体的に保全する。 施設を取り囲む自然環境の保全と育成を図る。	740
吾妻連峰 (中津川)	福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 464 林班の一部 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 167 林班から 171 林班の各一部 福島県耶麻郡北塩原村 大字松原の一部	東西に延びる2,000m級の広大な火山連峰を構成する山岳景観を総体的に保全する。 中津川溪谷を形成する地形とこれを被う森林景観の保全を図る。	898

<p>安達太良山 (安達太良山)</p>	<p>福島県福島市内 国有林福島森林管理署 27 林班、28 林班の全部並びに 29 林班から 31 林班までの各一部 福島県郡山市内 国有林福島森林管理署 242 林班及び 244 林班の各一部 福島県二本松市内 国有林福島森林管理署 13 林班、15 林班、16 林班及び 20 林班の全部並びに 12 林班、14 林班、18 林班及び 19 林班の各一部 福島県安達太良郡大玉村内 国有林福島森林管理署 9 林班及び 10 林班の全部並びに 2 林班、3 林班、7 林班及び 11 林班の各一部 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 193 林班から 195 林班まで及び 197 林班から 200 林班までの各一部 福島県耶麻郡猪苗代町 大字蚕養の一部</p>	<p>安達太良山を中心とする火山性山岳景観を総合的に保全する。 安達太良山、鉄山の山腹上部より山頂へかけての一带については、火山地形とこれを被う植生を一体として保護し、自然の遷移に委ねるものとする。山腹より山麓へかけての一带については、山体を形成する地殻の保全と二次林を含む現植生の維持を図る。 なお、各公園利用施設の周辺については、一体的な自然環境の保全と育成に留意する。</p>	
--------------------------	--	---	--

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
安達太良山 (岳)	福島県二本松市 塩沢町の一部	安達太良山を中心とする火山性山岳景観を総合的に保全する。 温泉集落を中心とし、これを取り囲む自然環境の保全と育成に留意する。	5,102
安達太良山 (沼尻)	福島県耶麻郡猪苗代町 大字蚕養及び大字若宮の各一部	安達太良山を中心とする火山性山岳景観を総合的に保全する。 温泉集落を中心とし、これを取り囲む自然環境の保全と育成に留意する。	109
			161

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
裏磐梯 (桧原三湖 周辺)	<p>福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 418 林班から 432 林班まで、435 林 班から 438 林班まで、443 林班、 445 林班から 447 林班まで及び 449 林班から 452 林班までの全部並び に 408 林班、410 林班、411 林班、 414 林班、416 林班、417 林班、 433 林班、439 林班から 442 林班ま で、444 林班、453 林班及び 461 林 班から 463 林班までの各一部 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 189 林班の一部 福島県耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部 福島県耶麻郡猪苗代町 大字若宮の一部</p>	<p>磐梯山の噴火により生成された湖沼群、噴火後に発達した 森林景観の保全に重点を置くとともに、各公園利用施設の周 辺の自然環境の保全と育成を図る。 桧原湖、小野川湖、秋元湖を始め桧原湖東南部の中瀬沼、 乙女沼等の微小湖沼を形成する地域の地形及び湖畔部の自然 植生の保護を図る。 また、各公園利用施設の周辺の自然環境の保全と育成を図 る。</p>	8,812

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
磐梯山 (磐梯山 腹)	福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 406 林班の一部 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 101 林班から 103 林班までの各一 部 福島県耶麻郡磐梯町 大字磐梯の一部 福島県耶麻郡猪苗代町 字葉山の一部	磐梯山及び猫魔岳等の火山性山岳景観を総体的に保全す る。 山体の地殻と植生の保全をはかる。山麓部については現植 生の維持と育成を図る。	2,621
磐梯山 (猫魔岳・雄国 沼)	福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 409 林班及び 412 林班の全部 福島県耶麻郡北塩原村 大字松原の一部 福島県耶麻郡磐梯町 大字大谷及び大字更科の各一部	磐梯山及び猫魔岳等の火山性山岳景観を総体的に保全す る。 雄国沼の湖沼景観の維持と湖畔部の湿原植物群落の保護に 重点を置く。 また、猫魔岳、古城ヶ峰、二子山へかけての西北面につい てはカルデラ地形の保全に留意するものとする。	1,313

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
猪苗代湖	福島県会津若松市内 国有林会津森林管理署 20 林班の一部 福島県会津若松市 湊町大字静潟の一部	猪苗代湖の湖沼景観の維持を図るものとし、特に湖畔部の各公園利用施設の周辺については現景観の維持と育成に努める。 湖岸線の維持、水質の保全及び湖畔部の森林景観の保全に重点を置くものとする。	138
		合 計	24,275 国 17,585 公 1 私 6,689

イ 関連事項

(ア) 汚水又は廃水の排出規制区域

汚水又は廃水の排出の規制に係る区域を次のとおりとする。

(表 13：汚水又は廃水の排出規制区域表)

名称	位 置	地域地区	湖沼 (湿原) の概要	面積 (ha)
鎌沼	福島県福島市内	特別保護地区	東吾妻山と一切経山の鞍部、標高 1,750m に位置する吾妻連峰の火口湖の 1 つである。周辺はガンコウラン、クロマメノキ、オヤマノリンドウ等の高山植物及びびっさ草原となっている。	5.0 国 公 私
五色沼	福島県耶麻郡北塩原村内	特別保護地区 第 2 種特別地域	五色沼とは明治 21 年の磐梯山噴火のときの泥流によって生じた毘沙門沼、るり沼、青沼等の湖沼群の総称で、磐梯山の北側標高 770～830m に点在している。	24.9 国 公 私

(イ) 乗入れ規制区域及び期間

車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることを規制する区域及び期間を次のとおりとする。

(表 19：乗入れ規制区域及び期間)

名称	区 域	地域区分	区域の概要	面積 (ha)	期間
浄土平	福島県福島市内 国有林福島森林管理署 33 林班、45 林班、50 林班から 52 林班まで 及び 55 林班の各一部 福島県福島市 土湯温泉町の一部 (以上の区域のうち、 道路、広場、田、畑、牧 場及び宅地の区域を除 く。)	第 1 種特別地域 第 2 種特別地域	当該地域は磐梯吾妻スカイラインの中心部である浄土平とその周辺地域である。一帯は、一切経山等の火山噴火により生成された火山荒原及びオオシラビソを主体とする針葉樹の原生林となっている。 火山荒原である浄土平付近には、ハクサンシヤクナゲ、ヒメコマツが生育するほか、ガシコウラン、シラタマノキ等の高山植物群落も見られる。亜高山帯の針葉樹林の中には、鳥子平、景場平等の湿原が点在する。近年、当該地において冬期間のスノーモービルの乗入れが著しく、これに伴い高山植物等の損傷が社会問題となっている。 本指定地域は、これらの植物の保護を図るため、スノーモービルの乗入れのアクセス部及び乗回しが予想される地域を選定したものである。	635 国 公 私	通年

(ウ) 普通地域

普通地域の区域は次のとおりである。

(表 11：普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
山形県	米沢市 大字入田沢の一部	2,154 国 - 公 - 私 2,154
	小 計	2,154 国 - 公 - 私 2,154
福島県	喜多方市内 国有林会津森林管理署 388 林班及び 396 林班の全部 喜多方市 岩月町、熊倉町、関柴町及び塩川町常世の各一部 耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 172 林班から 177 林班まで、183 林班、184 林班及び 190 林班の全部並びに 169 林班、178 林班、181 林班、182 林班、185 林班、186 林班、189 林班、 191 林班及び 192 林班の各一部 耶麻郡猪苗代町 大字若宮の一部 耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 379 林班から 383 林班、454 林班、455 林班、458 林班及び 460 林班の全部並びに 456 林班及び 459 林班の各一部 耶麻郡北塩原村 大字大塩、大字関屋及び大字桧原の各一部	8,569 国 - 公 - 私 -

都道府県 名	区 域	面積 (ha)								
	小 計	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>8,569</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>6,055</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>2,514</td> </tr> </table>		8,569	国	6,055	公	0	私	2,514
	8,569									
国	6,055									
公	0									
私	2,514									
	合 計	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>10,723</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>-</td> </tr> </table>		10,723	国	-	公	-	私	-
	10,723									
国	-									
公	-									
私	-									

ウ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有面積

(表 23 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位 : 面積 ha、比率%)

地域区分	特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			合計 (海域)	
	特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域			国	公	私	国	公	私		
土地所有別	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私							国	公
山形県	土地所有別面積	446	-	-	790	-	-	1,626	39	154	1,209	1	391	-	-	2,154	4,071	40	2,699	0
	地種区分別面積 (比率)				790 (1.2)			1,819 (2.7)			1,601 (2.3)									
	地域地区別面積 (比率)	446 (0.7)			4,210 (6.2)															
	地域別面積 (比率)	4,656 (6.8)												2,154 (3.2)			6,810 (10.0)			
福島県	土地所有別面積	1,849	691	657	5,258	-	351	17,196	162	3,998	16,376	-	6,298	6,055	-	2,514	46,734	853	13,818	0
	地種区分別面積 (比率)				5,609 (8.2)			21,356 (31.3)			22,674 (33.3)									
	地域地区別面積 (比率)	3,197 (4.7)			49,639 (72.8)															
	地域別面積 (比率)	52,836 (77.5)												8,569 (12.6)			61,405 (90.0)			
合計県	土地所有別面積	2,295	691	657	6,048	-	351	18,822	201	4,152	17,585	1	6,689	6,055	-	4,668	50,805	893	16,517	0
	地種区分別面積 (比率)				6,399 (9.4)			23,175 (34.0)			24,275 (35.6)									
	地域地区別面積 (比率)	3,643 (5.3)			53,849 (79.0)															
	地域別面積 (比率)	57,492 (84.3)												10,723 (15.7)			68,215 (100.0)			

(表 24 : 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位 : 面積 ha)

地域地区 市町村名		特別地域					普通 (陸域)	合計 (陸域)	海域 公園	普通 (海域)	合計 (海域)	
		特保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計						
山 形 県	米沢市	446	790	1,819	1,601	4,656	2,154	6,810				
	小計	446	790	1,819	1,601	4,656	2,154	6,810				
福 島 県	福島市	888	727	2,338	4,544	8,497	0	8,497				
	会津若松市	0	0	241	139	380	0	380				
	郡山市	0	197	322	542	1,061	0	1,061				
	喜多方市	0	0	0	0	0	1,600	1,600				
	二本松市	0	325	405	1,330	2,060	0	2,060				
	安達郡	大玉村	0	55	547	998	1,600	0	1,600			
	耶麻郡	北塩原村	1,207	2,235	3,455	8,451	15,348	3,201	18,549			
		磐梯町	254	26	0	1,282	1,562	0	1,562			
		猪苗代町	848	2,044	3,661	5,388	11,941	3,768	15,709			
		猪苗代湖	0	0	10,387	0	10,387	0	10,387			
	小計	3,197	5,609	21,356	22,674	52,836	8,569	61,405	0	0	0	
合 計		3,643	6,399	23,175	24,275	57,492	10,723	68,215	0	0	0	

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

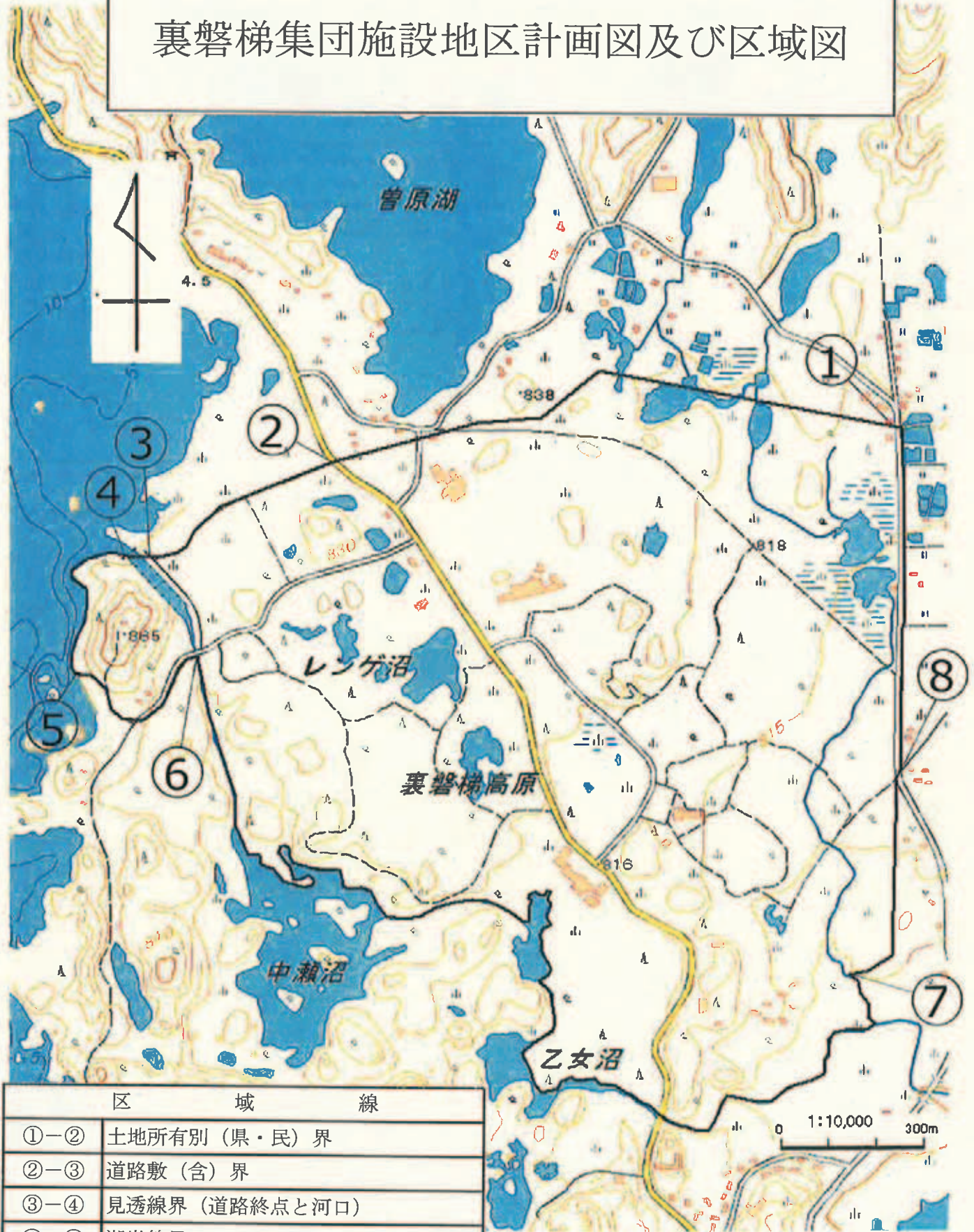
集団施設地区を次のとおりとする。

(表 16 : 集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考				
3	浄土平	福島県福島市内 国有林福島森林管理署 45 林班の一部 福島県福島市 土湯温泉町の一部	当地区は、本公園の利用幹線である福島裏磐梯線道路（車道）の沿線で、東に吾妻小富士、北に今もなお噴煙を上げる一切経山に囲まれている。植生がまだ回復していない標高約 1,600 m の火山荒原であり、北部に湿原、南部にオオシラビソの原生林が広がっている。この恵まれた景観や良好なアクセスを活かし、道路沿線の休憩地、自然探勝の基地とするとともに、吾妻山塊の登山基地として施設を計画する。なお、当地区一帯の自然景観は特に優れているので、施設の計画にあたってはこれを損なうことのないよう留意する。	浄土平整備計画区	本地区のすぐれた自然を観察するため、一帯に自然探勝路を整備し、北部には、その中心施設として博物展示施設、休憩所及び駐車場等を整備する。 また、南部には主に吾妻山塊の登山者のために、野外の宿泊施設及び簡素な宿泊施設等を整備する。 なお、施設の整備にあたっては、ハクサンシャクナゲ、オオシラビソ等の亜高山性植物群落及び火山地形の保全に留意する。	38.0	一般計画 昭 38・11・29 決定 区域 昭 38. 11. 29 決定 昭 53. 12 . 8 変更 昭 60. 1. 31 変更 平 8. 7. 31 変更 平 17. 7. 12 変更 詳細計画 昭 38. 11. 29 決定 昭 53. 12 . 8 変更 昭 60. 1. 31 変更 平 8. 7. 31 変更 平 17. 7. 12 変更				
								面積計	国	公	私
									38.0	0.0	0.0
						38.0					

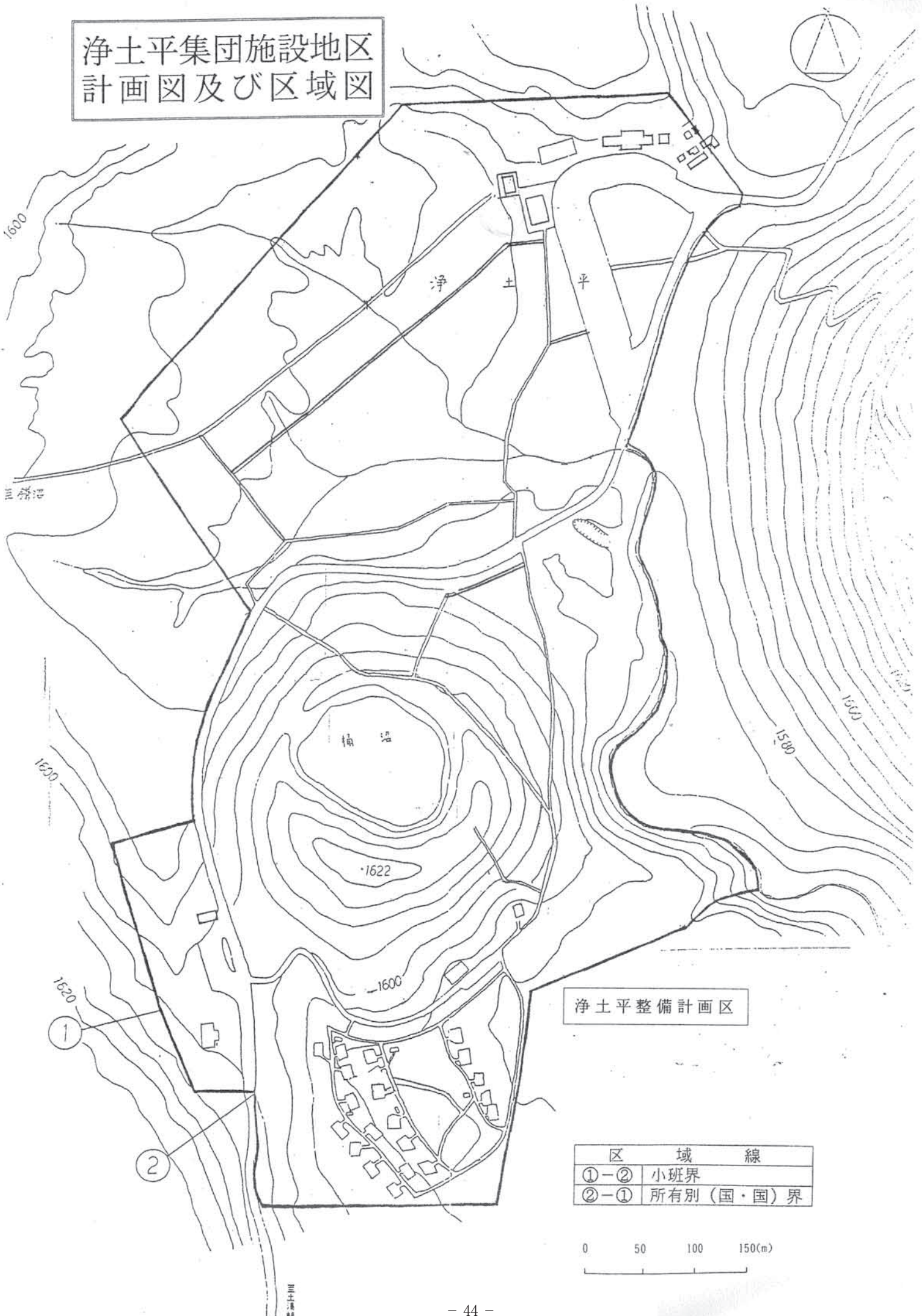
番号	名称	区域	計画目標	整備計画区及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考				
5	裏磐梯	福島県耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部	<p>当地区は、磐梯山北麓の桧原湖東岸に面する標高約 750m の高原に位置し、磐梯山の噴火によってできた堰止湖、湿地、原野等からなる。また、米沢猪苗代線道路（車道）により、猪苗代や米沢からのアクセスに優れている。</p> <p>この恵まれた景観や良好なアクセスを活かし、磐梯地区の自然とのふれあいの拠点となるよう、主に宿泊、自然探勝のための施設等を計画する。</p> <p>なお、施設の整備に当たっては、緑地を十分に確保するとともに、開放的な高原の施設としてふさわしいものとなるよう留意する。</p>	裏磐梯整備計画区	<p>本地区の北部中央においては、本地区の中核施設である快適な宿舎を中心に、野外スポーツ施設、駐車場、園地、休憩所、バスターミナル等を整備する。また、中央から南東側においては、野営場としてセントラルロッジ、ケビン、テントサイト、炊事棟、便所等を整備する。地区南部においては宿舎、桧原湖畔には湖の風致に配慮して小規模な宿舎等を整備する。</p> <p>狐鷹森の東側には、野営場を整備する。整備に際しては、中瀬沼への歩道沿いの風致維持に留意する。地区一帯には、高原の自然とのふれあいを促進するために自然探勝路等を整備する。</p> <p>施設からの汚水を適切に処理し、施設の整備に当たっては、周囲の高原の景観を損なわぬよう施設的位置、高さなどの他、沼、植生の保護等に留意する。また、車道からの景観を損なわぬよう車道沿いの十分な修景に留意する。</p>	171.7	<p>一般計画 昭 29. 2. 18 決定</p> <p>区域 昭 29. 2. 18 決定 平 8. 7. 31 変更 平 17. 7. 12 変更</p> <p>詳細計画 昭 37. 10. 3 決定 昭 52. 9. 8 変更 昭 60. 1. 31 変更 平 8. 7. 31 変更 平 17. 7. 12 変更</p>				
						面積計		国	公	私	
								0.0	95.4	76.3	
						171.7					

裏磐梯集団施設地区計画図及び区域図



区 域 線	
①-②	土地所有別（県・民）界
②-③	道路敷（含）界
③-④	見透線界（道路終点と河口）
④-⑤	湖岸線界
⑤-⑥	道路敷（含）界
⑥-⑦	河川及び湖岸線界
⑦-⑧	土地所有別（県・民）界
⑧-①	道路敷（含）界

浄土平集団施設地区 計画図及び区域図



浄土平整備計画区

区 域 線	
①-②	小班界
②-①	所有別(国・国)界



(イ) 単独施設

単独施設は次のとおりとする。

(表 17：単独施設表)

番号	種 類	位 置	整 備 方 針	告示年月日
1	宿舍	山形県米沢市 (新高湯)	温泉浴を主目的とした簡素な宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。	昭和 53. 12. 8
2	スキー場	山形県米沢市 (天元台)	既存スキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。上部については、特に亜高山植生の保護に留意する。	昭和 53. 12. 8
6	宿舍	山形県米沢市 (大平温泉)	温泉浴を主目的とした簡素な宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。	昭和 53. 12. 8
8	園地	山形県米沢市 (弥兵衛平)	小規模な休憩施設として整備する。自然保護上支障ない位置の選定に留意する。	昭和 53. 12. 8
9	宿舍	山形県米沢市 (滑川温泉)	温泉浴及び吾妻連峰への登山者のための登山者のための宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。	昭和 53. 12. 8
10	園地	山形県米沢市 (滑川温泉)	吾妻連峰への登山者のための休憩園地として整備し、吾妻連峰一帯の自然を解説する施設を併設する。	昭和 53. 12. 8
11	宿舍	山形県米沢市 (姥湯温泉)	温泉浴及び登山者のための簡素な宿泊地として既存施設の維持改善を図る。	昭和 53. 12. 8
12	園地	山形県米沢市 (人形石)	天元台より索道運送施設を利用し容易に到達できるため、これらの利用者と登山者のための展望を目的とした園地として整備する。施設は、園路を主体とする。	昭和 53. 12. 8
13	園地	山形県米沢市及び福島県耶麻郡北塩原村 (白布峠)	西吾妻スカイバレー沿線の休憩展望園地として整備する。	昭和 53. 12. 8

番号	種	類	位	置	整備方針	告示年月日
14	宿舎		福島県福島市	(吾妻山荘)	吾妻連峰登山のための山小屋として、既存施設の維持改善を図る。	昭和 53.12. 8
16	園地		福島県福島市	(梅平)	浄土平集団施設地区一帯の利用者の分散を図る目的で散策と展望休憩のための小規模な園地として整備する。	昭和 53.12. 8
17	宿舎		福島県福島市	(<small>ひら</small> 湯温泉)	温泉浴及び登山利用者のための簡素な宿泊地として既存施設の維持改善を図る。	昭和 53.12. 8
18	園地		福島県福島市	(<small>ひら</small> 湯温泉)	散策、休憩のための園地として整備する。	昭和 53.12. 8
20	園地		福島県福島市	(男沼・女沼)	散策、休憩のための園地として整備する。	昭和 53.12. 8
21	宿舎		福島県福島市	(土湯)	温泉浴、保養及び周辺利用者の宿泊地として整備する。	昭和 53.12. 8
22	園地		福島県福島市	(土湯)	温泉浴、保養及び周辺利用者の散策、休憩のための園地として整備する。	昭和 53.12. 8
25	宿舎		福島県福島市	(野地温泉)	温泉浴及び登山利用者のための宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。	昭和 53.12. 8
26	園地		福島県福島市	(野地温泉)	温泉浴及びドライブ利用者の休憩のための園地として整備する。	昭和 60.12. 8
27	宿舎		福島県福島市	(鷲倉温泉)	温泉浴及び登山利用者のための簡素な宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。	昭和 53.12. 8
28	宿舎		福島県福島市	(幕川温泉)	温泉浴及び登山利用者のための簡素な宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。	昭和 53.12. 8
29	園地		福島県福島市及び耶麻郡猪苗代町	(土湯峠)	休憩、展望のための園地として、主に既存施設の維持改善を図る。	昭和 53.12. 8
30	宿舎		福島県二本松市	(塩沢温泉)	温泉浴、スキー及び登山利用者のための宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。	昭和 53.12. 8
31	スキー場		福島県二本松市	(塩沢温泉)	既存のスキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。	昭和 53.12. 8

番号	種	類	位	置	整	備	方	針	告示年月日
32	宿舎		福島県二本松市	(鉄山下)		安達太良連峰登山者のための山小屋として、既存施設の維持改善を図る。			昭和 53.12. 8
34	スキー場		福島県二本松市	(奥岳)		既存スキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。			昭和 53.12. 8
35	宿舎		福島県二本松市	(奥岳)		スキー、登山利用者のための宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。			昭和 53.12. 8
36	野営場		福島県二本松市	(奥岳)		スキー場、ゲレンデの一部を夏期利用のためのフリーテントサイトとして活用するものとし、野営に必要な施設はゲレンデ周辺の樹林内に整備する。			昭和 53.12. 8
37	宿舎		福島県安達郡大玉村	(遠藤ヶ滝下)		安達太良連峰の登山及び温泉浴利用者のための簡素な宿泊地として整備する。			昭和 53.12. 8
38	園地		福島県耶麻郡猪苗代町	(母成峠)		母成グリーンライン利用者の展望、休憩のための園地として整備する。			昭和 53.12. 8
39	宿舎		福島県耶麻郡猪苗代町	(中ノ沢温泉)		保養、温泉浴及びスキー利用者のための宿泊地として整備する。			昭和 53.12. 8
40	園地		福島県耶麻郡猪苗代町	(中ノ沢温泉)		中ノ沢温泉東方丘陵地に散策、休憩のための園地として整備する。			昭和 53.12. 8
41	宿舎		福島県耶麻郡猪苗代町	(沼尻)		温泉浴、スキー及び登山利用者のための宿泊地として整備し、現在の良好な宿泊環境の維持に留意する。			昭和 53.12. 8
43	スキー場		福島県耶麻郡猪苗代町	(沼尻)		既設のスキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。			昭和 53.12. 8
44	運動場		福島県耶麻郡猪苗代町	(沼尻)		テニスコートを主体とした地区利用者のための運動場として整備する。			昭和 53.12. 8
45	宿舎		福島県耶麻郡猪苗代町	(横向温泉)		温泉浴、スキー及び登山利用者のための宿泊地として整備する。			昭和 53.12. 8
46	スキー場		福島県耶麻郡猪苗代町	(横向温泉)		既設スキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。			昭和 53.12. 8
47	園地		福島県耶麻郡猪苗代町	(中津川入口)		磐梯吾妻レークライン利用者及び中津川溪谷の探勝利用者の休憩展望のための園地として整備する。			昭和 53.12. 8

番号	種 類	位 置	整 備 方 針	告示年月日
49	スキー場	福島県耶麻郡北塩原村(デコ平)	小野川北方西大巔山腹の南斜面のスキー場として整備する。整備にあたっては、植生や地形の保護等環境保全が図られるよう留意する。	昭和 53.12.8
50	宿舎	福島県耶麻郡北塩原村(早稲沢)	桧原湖北岸一帯の探勝、保養等の利用者のための宿泊地として整備する。	昭和 53.12.8
51	園地	福島県耶麻郡北塩原村(堂場山)	桧原湖北西岸の展望散策園地として整備する。	昭和 53.12.8
52	宿舎	福島県耶麻郡北塩原村(細野)	桧原湖中央西岸の探勝、保養等の利用者のための宿泊地として整備する。	昭和 53.12.8
53	野営場	福島県耶麻郡北塩原村(細野)	桧原湖畔の野営場として整備する。湖畔環境の維持及び湖の水質保全に留意する。	昭和 53.12.8
54	園地	福島県耶麻郡北塩原村(細野)	桧原湖中央西岸の園地として整備し、特に野鳥観察施設を付帯する。	昭和 53.12.8
55	宿舎	福島県耶麻郡北塩原村(長峰)	桧原湖西岸の探勝、保養等の利用者のための宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。	昭和 53.12.8
57	宿舎	福島県耶麻郡北塩原村(秋元)	秋元湖西方の集落地内の宿泊地として整備する。	昭和 53.12.8
58	野営場	福島県耶麻郡北塩原村(秋元)	秋元湖北岸一帯を探勝する基地となる野営場として整備する。	昭和 53.12.8
59	宿舎	福島県耶麻郡北塩原村(大府平)	裏磐梯地区南部の宿泊地として整備する。	昭和 53.12.8
61	スキー場	福島県耶麻郡北塩原村(大府平山)	既設スキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。	昭和 53.12.8
63	園地	福島県耶麻郡北塩原村(雄国沼)	雄国沼湿原探勝者のための園地として整備する。休憩所は既存施設の改善にとどめ、園路の整備にあたっては湿原の保護に留意する。	昭和 53.12.8
64	園地	福島県耶麻郡北塩原村及び磐梯町(八方台)	磐梯山ゴールドライン利用者の探勝、休憩、散策のための園地として整備する。	昭和 60.1.31
65	宿舎	福島県耶麻郡北塩原村(中の湯)	簡素な宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。	昭和 60.1.31

番号	種	類	位	置	整備方針	告示年月日
66	宿舎		福島県耶麻郡猪苗代町	(川上温泉)	温泉浴及び周辺探勝者のための宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。	昭和 53.12. 8
68	スキー場		福島県耶麻郡猪苗代町	(磐梯山東麓)	既設のスキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。	昭和 53.12. 8
69	宿舎		福島県耶麻郡猪苗代町	(磐梯山東麓)	保養及びスキー利用者のための宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。	昭和 53.12. 8
70	野営場		福島県耶麻郡猪苗代町	(磐梯山東麓)	磐梯山東麓の野営場として整備する。	昭和 53.12. 8
71	スキー場		福島県耶麻郡猪苗代町	(赤埴山)	既設のスキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。	昭和 53.12. 8
72	宿舎		福島県耶麻郡猪苗代町	(赤埴山)	保養及びスキー利用者のための宿泊地として整備する。	昭和 53.12. 8
73	園地		福島県耶麻郡猪苗代町	(天鏡台)	自然探勝、展望及び休憩のための園地として整備する。	昭和 53.12. 8
74	宿舎		福島県耶麻郡猪苗代町	(押立)	温泉浴、登山及びスキー利用者のための宿泊地として整備する。	昭和 53.12. 8
75	園地		福島県耶麻郡猪苗代町	(押立)	散策、休憩のための園地として整備する。	昭和 53.12. 8
76	園地		福島県耶麻郡猪苗代町	(天神浜)	湖畔の散策、休憩のための園地として整備する。	昭和 53.12. 8
77	野営場		福島県耶麻郡猪苗代町	(天神浜)	湖畔の環境を活かした野営場として整備する。一帯の森林の風致維持に留意する。	昭和 53.12. 8
78	舟遊場		福島県耶麻郡猪苗代町	(天神浜)	舟遊びのための棧橋等を整備する。	昭和 53.12. 8
79	水泳場		福島県耶麻郡猪苗代町	(天神浜)	天神浜利用者のための脱衣場、シャワー及び公衆便所等を整備する。	昭和 53.12. 8
80	園地		福島県耶麻郡猪苗代町	(志田浜)	湖畔の休憩のための園地として、休憩所等既存施設の維持改善を図る。湖畔及び周辺林地の保護に留意する。	昭和 53.12. 8
81	舟遊場		福島県耶麻郡猪苗代町	(志田浜)	水辺レクリエーション施設としてローボート、モーターボート発着用の棧橋等を整備する。位置については水泳場と分離するよう配慮する。	昭和 53.12. 8
83	園地		福島県耶麻郡猪苗代町	(上戸浜)	猪苗代湖東岸における休憩のための園地として整備する。	昭和 53.12. 8

番号	種 類	位 置	整 備 方 針	告示年月日
84	水泳場	福島県郡山市（館浜）	館浜利用者のための脱衣場、シャワー、公衆便所等を整備する。	昭和 53. 12. 8
85	園地	福島県郡山市（舟津浜）	湖畔の散策、休憩等のための園地として整備する。	昭和 53. 12. 8
86	水泳場	福島県郡山市（舟津浜）	舟津浜利用者のための脱衣場、シャワー及び公衆便所等を整備する。	昭和 53. 12. 8
87	舟遊場	福島県郡山市（舟津浜）	既存の地方港湾施設を利用した舟遊場として整備する。	昭和 53. 12. 8
89	水泳場	福島県会津若松市（崎川浜）	崎川浜利用者のための脱衣場、シャワー及び公衆便所等を整備する。	昭和 53. 12. 8
90	水泳場	福島県会津若松市（中田浜）	中田浜利用者のための脱衣場、シャワー及び公衆便所等を整備する。	昭和 53. 12. 8
91	園地	山形県米沢市（白布温泉）	宿泊者の散策のための園地として整備する。	昭和 60. 1. 31
92	宿舎	山形県米沢市（白布温泉）	温泉浴、スキー、登山のための宿泊地として整備し、現在の湯治場の雰囲気維持に留意する。	昭和 60. 1. 31
93	避難小屋	山形県米沢市（弥兵衛平）	吾妻連峰登山者等のための既存の避難小屋の維持改善を図る。	昭和 60. 1. 31
94	避難小屋	山形県米沢市（西吾妻山）	吾妻連峰登山者又はスキーヤーのための既存の避難小屋の維持改善を図る。	昭和 60. 1. 31
95	園地	福島県福島市（信夫高湯）	宿泊者の散策のための園地として整備する。	昭和 60. 1. 31
96	宿舎	福島県福島市（信夫高湯）	温泉浴、スキー及び登山のための宿泊地として整備する。	昭和 60. 1. 31
97	スキー場	福島県福島市（信夫高湯）	既存のスキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。	昭和 60. 1. 31
98	駐車場	福島県福島市（信夫高湯）	宿泊者、スキー利用者のための駐車場として整備する。	昭和 60. 1. 31
99	避難小屋	福島県福島市（家形山）	吾妻連峰登山者のための既存の避難小屋の維持改善を図る。	昭和 60. 1. 31
100	避難小屋	福島県福島市（酸ヶ平）	鎌沼周辺探勝者及び吾妻連峰登山者のための避難小屋として整備する。	昭和 60. 1. 31
101	園地	福島県福島市（幕川温泉）	自然探勝、展望及び休憩のための園地として整備する。	昭和 60. 1. 31

番号	種	類	位	置	整備方針	告示年月日
102	園地		福島県福島市	(鷲倉温泉)	自然探勝、展望、休憩のための園地として整備する。	昭和 60. 1. 31
103	避難小屋		福島県福島市	(鉄山)	安達太良連峰登山者のための既存の避難小屋の維持改善を図る。	昭和 60. 1. 31
104	園地		福島県会津若松市	(中田浜)	湖畔の散策、休憩等のための園地として整備する。施設は小規模なものとし、一帯の良好な環境を損なわぬよう留意する。	昭和 60. 1. 31
105	舟遊場		福島県会津若松市	(中田浜)	湖での舟遊びに必要な栈橋等を整備する。位置については、水泳場と分離するよう配慮する。	昭和 60. 1. 31
106	園地		福島県会津若松市	(崎川浜)	湖畔の散策、休憩等のための園地として整備する。	昭和 60. 1. 31
107	舟遊場		福島県会津若松市	(崎川浜)	舟遊びのための栈橋等を整備する。位置については、水泳場と分離するよう配慮する。	昭和 60. 1. 31
108	園地		福島県郡山市	(館浜)	湖畔の散策、休憩のための園地として整備する。	昭和 60. 1. 31
109	野営場		福島県郡山市	(舟津浜)	湖畔の環境を活かした野営場として整備する。規模は現状程度に留め、一帯の松林の風致維持及び湖の水質保全に留意する。	昭和 60. 1. 31
110	園地		福島県郡山市	(青松浜)	秋山浜から青松浜にかけての湖畔の散策、休憩のための園地として整備する。施設は小規模なものとし、一帯の松林の風致維持に留意する。	昭和 60. 1. 31
111	水泳場		福島県郡山市	(青松浜)	秋山浜及び青松浜の利用者のための脱衣場、シャワー及び公衆便所等を整備する。	昭和 60. 1. 31
112	舟遊場		福島県郡山市	(青松浜)	舟遊びのための栈橋等を整備する。位置については、水泳場と分離するよう配慮する。	昭和 60. 1. 31
113	園地		福島県二本松市	(岳温泉)	温泉浴及び周辺利用者の散策、休憩のための園地として整備する。	昭和 60. 1. 31
114	宿舎		福島県二本松市	(岳温泉)	温泉浴、スキー、登山利用者のための宿泊地として整備し、現在の良好な環境の維持に留意する。	昭和 60. 1. 31

番号	種 類	位 置	整 備 方 針	告示年月日
116	野営場	福島県耶麻郡北塩原村(桧原湖南東岸)	桧原湖南東岸の野営場として整備する。施設の規模は現状に留めるものとし、湖畔の風致維持及び湖の水質保全に留意する。	昭和 60. 1. 31
117	宿舎	福島県耶麻郡北塩原村(吐出)	裏磐梯地区の中心に位置する宿泊地として、周辺の高原的雰囲気にあつた宿舎を整備する。	昭和 60. 1. 31
120	園地	福島県耶麻郡北塩原村(五色沼東)	五色沼探勝者及びビジターセンター利用者のための園地として整備する。	昭和 60. 1. 31
121	宿舎	福島県耶麻郡北塩原村(五色沼東)	五色沼をはじめとする裏磐梯地区探勝者のための宿泊地として整備する。	昭和 60. 1. 31
123	野営場	福島県耶麻郡北塩原村(五色沼東)	五色沼及び裏磐梯地区探勝の基地又は、レクリエーションのための野営場として、既存施設の維持改善を図る。汚水を適切に処理するよう留意する。	昭和 60. 1. 31
124	駐車場	福島県耶麻郡北塩原村(五色沼東)	五色沼探勝者のための駐車場として整備する。	昭和 60. 1. 31
125	博物展示施設	福島県耶麻郡北塩原村(五色沼東)	裏磐梯地区の自然や公園利用についての情報を提供し、より興味深く公園利用が行えるよう既設ビジターセンターの維持改善を図る。特に、五色沼自然歩道との有機的利用を図る。	昭和 60. 1. 31
126	園地	福島県耶麻郡北塩原村(桧原湖南岸)	桧原湖畔の探勝、休憩等のための園地として整備する。	昭和 60. 1. 31
127	宿舎	福島県耶麻郡北塩原村(桧原湖南岸)	桧原湖及び裏磐梯地区探勝者のための宿泊地として整備する。	昭和 60. 1. 31
128	休憩所	福島県耶麻郡北塩原村(桧原湖南岸)	五色沼や桧原湖探勝者のための休憩所として整備し、施設の規模は現状に留めるものとする。	昭和 60. 1. 31
129	駐車場	福島県耶麻郡北塩原村(桧原湖南岸)	五色沼や桧原湖探勝者のための駐車場として整備する。	昭和 60. 1. 31
130	駐車場	福島県耶麻郡北塩原村(雄子沢川)	雄国沼及び桧原湖畔歩道利用者のための駐車場として整備する。	昭和 60. 1. 31
131	避難小屋	福島県耶麻郡猪苗代町(谷地平)	谷地平探勝者及び吾妻連峰登山者のための既存の避難小屋の維持改善を図る。	昭和 60. 1. 31

番号	種	類	位	置	整備方針	告示年月日
132	運動場		福島県耶麻郡猪苗代町	(横向温泉)	横向温泉及び周辺の利用者のための運動施設として整備する。	昭和 60. 1. 31
133	休憩所		福島県耶麻郡猪苗代町	(弘法清水)	磐梯山登山者の休憩のための施設として、既存施設の維持改善を図る。	昭和 60. 1. 31
134	スキー場		福島県耶麻郡猪苗代町	(押立)	磐梯山南西麓の押立温泉北方斜面にスキー場を整備する。施設の整備にあたっては、磐梯山の山容を害さぬよう、登山利用の支障にならぬよう、また、植生や地形の保護等、環境保全が図られるよう留意する。	昭和 60. 1. 31
135	園地		福島県耶麻郡猪苗代町	(三城潟)	湖畔の散策、休憩等のための園地として整備する。	昭和 60. 1. 31
136	舟遊場		福島県耶麻郡猪苗代町	(三城潟)	舟遊びのための棧橋等を整備する。水鳥の生息環境に影響を与えぬよう留意する。	昭和 60. 1. 31
137	園地		福島県耶麻郡猪苗代町	(蟹沢)	湖畔の散策、歩道利用者の休憩のための園地として整備する。	昭和 60. 1. 31
138	舟遊場		福島県耶麻郡猪苗代町	(蟹沢)	舟遊びのための棧橋等を整備する。	昭和 60. 1. 31
139	スキー場		福島県耶麻郡北塩原村	(猫魔ヶ岳)	猫魔ヶ岳の北東側斜面にスキー場を整備する。施設の整備にあたっては、登山利用の支障にならないよう、また、植生や地形の保護等、環境保全が図られるよう留意する。	昭和 60. 1. 31
140	スキー場		福島県耶麻郡磐梯町	(清水平)	猫魔ヶ岳南麓斜面にスキー場を整備する。施設の整備にあたっては、景観への影響が最小となるよう、また植生や地形の保護等環境保全が図られるよう留意する。	昭和 63. 7. 23
141	運動場		福島県耶麻郡磐梯町	(清水平)	テニスコートを主体とした地区利用者のための運動場を整備する。	昭和 63. 7. 23
142	野営場		福島県耶麻郡磐梯町	(清水平)	猫魔ヶ岳南麓の野営場として整備する。	昭和 63. 7. 23
143	園地		福島県耶麻郡北塩原村	(吐出)	小野川湖畔における自然とのふれあいの場として整備する。	平成 8. 7. 31
144	園地		福島県耶麻郡猪苗代町	(川上温泉)	川上温泉における自然探勝・休憩のための場として整備する。	平成 8. 7. 31

番号	種	類	位	置	整備方針	告示年月日
145	運動場		福島県耶麻郡猪苗代町	(川上温泉)	川上温泉利用客を中心とした野外における運動の場として整備する。	平成 8. 7. 31
146	宿舎		福島県耶麻郡猪苗代町	(志田浜)	磐梯山と猪苗代湖の雄大な景観を活かした滞在拠点として整備する。	平成 8. 7. 31
147	野営場		福島県耶麻郡北塩原村	(早稲沢)	桧原湖(北岸地区)湖畔の自然環境に配慮し、浄化槽の設置あるいは公共下水道への接続を行う等、環境負荷が少ない野営場として整備する。野営施設整備にあたっては湖畔環境の維持に留意する。	平成 17. 7. 12
148	野営場		福島県耶麻郡北塩原村	(狐鷹森)	桧原湖(東岸地区)湖畔の自然環境に配慮し、浄化槽の設置あるいは公共下水道への接続を行う等、環境負荷が少ない野営場として整備する。野営施設整備にあたっては湖畔環境の維持に留意する。	平成 17. 7. 12
149	野営場		福島県耶麻郡北塩原村	(小野川湖東岸)	小野川湖(東岸地区)湖畔の自然環境に配慮し、浄化槽の設置あるいは公共下水道への接続を行う等、環境負荷が少ない野営場として整備する。野営施設整備にあたっては湖畔環境の維持に留意する。	平成 17. 7. 12
150	野営場		福島県耶麻郡北塩原村	(小野川湖西岸)	小野川湖(西岸地区)湖畔の自然環境に配慮し、浄化槽の設置あるいは公共下水道への接続を行う等、環境負荷が少ない野営場として整備する。野営施設整備にあたっては湖畔環境の維持に留意する。	平成 17. 7. 12
151	舟遊場		福島県耶麻郡北塩原村	(桧原湖北岸)	桧原湖(北岸地区)における水辺レクリエーション施設としての棧橋及び駐車場等周辺施設を整備する。	平成 17. 7. 12
152	舟遊場		福島県耶麻郡北塩原村	(桧原湖北岸)	桧原湖(南岸地区)における水辺レクリエーション施設として手こぎボート、モーターボート発着用の棧橋を整備する。	平成 17. 7. 12
153	宿舎		福島県耶麻郡猪苗代町	(翁島)	湖畔の探勝休養等のための宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。	新規

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
154	公衆浴場	福島県二本松市（奥岳）	保健休養のための温泉入浴施設として、既存施設の維持改善を図る。	新規
155	園地	福島県耶麻郡北塩原村（桧原湖北岸）	散策、休憩のための園地として整備する。	新規

(ウ) 道路

a 車道

車道は次のとおりである。

(表 18 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	福島裏磐梯線	起点－福島県福島市 (信夫高湯・国立公園境界) 終点－福島県耶麻郡北塩原村 (吐出・車道合流点) 終点－福島県耶麻郡猪苗代町 (高森・国立公園境界)	浄土平 土湯峠 高森 川上温泉	磐梯吾妻スカイライン、磐梯吾妻レークライン及び国道 115 号線で、本地域の利用幹線車道として整備する。整備にあたっては、風致維持に留意する。展望地点には、路傍駐車場を整備する。	昭和 60. 1. 31
2	福島土湯峠線	起点－福島県福島市 (土湯温泉・国立公園境界) 終点－福島県福島市 (南沢・国立公園境界) 起点－福島県福島市 (南沢・国立公園境界) 終点－福島県福島市 (土湯峠・車道合流点) 終点－福島県耶麻郡猪苗代町 (横向温泉・車道合流点)	野地温泉 土湯トンネル	国道 115 号線及び旧国道である。土湯温泉と浄土平、裏磐梯方面を結ぶ幹線車道として整備する。冬期間の通行確保のため、稜線部はトンネルで通過するバイパスを建設する。	昭和 60. 1. 31
4	福島微温湯線	起点－福島県福島市 (微温湯東・国立公園境界) 終点－福島県福島市 (微温湯温泉)		福島市方面より微温湯に至る到達車道として整備する。	昭和 60. 1. 31
5	岳土湯線	起点－福島県二本松市 (岳温泉南・国立公園境界) 終点－福島県二本松市 (岳温泉・国立公園境界) 起点－福島県二本松市 (大関・国立公園境界) 終点－福島県二本松市 (茱黄塚山・国立公園境界) 起点－福島県福島市 (南沢・国立公園協会) 終点－福島県福島市 (猪ノ倉・車道合流点)		安達太良東麓を經由し、岳温泉と土湯を連絡する車道として整備する。	昭和 60. 1. 31 平成 31. 変更
6	岳スキー場線	起点－福島県二本松市 (岳温泉・車道分岐点) 終点－福島県二本松市 (奥岳スキー場)		岳温泉より奥岳スキー場へ至る道路として整備する。	昭和 60. 1. 31 平成 31. 変更
7	母成中ノ沢沼尻線	起点－福島県耶麻郡猪苗代町 (母成・国立公園境界) 終点－福島県耶麻郡猪苗代町 (沼尻・国立公園境界)	中ノ沢	郡山方面より中ノ沢、沼尻温泉及び浄土平、裏磐梯方面へ至る車道として整備する。沿線の展望地点には路傍駐車場を整備する。	昭和 60. 1. 31
9	米沢猪苗代線	起点－山形県米沢市 (白布温泉・国立公園境界) 終点－福島県耶麻郡猪苗代町 (長坂・国立公園境界)	白布峠、早稲沢 吐出、川上温泉	米沢市方面より裏磐梯を經由して猪苗代湖に至る本地域の幹線車道である。沿線の展望地点には路傍駐車場を整備する。	昭和 60. 1. 31
10	桧原湖南岸線	起点－福島県耶麻郡北塩原村 (雄子沢・車道分岐点) 終点－福島県耶麻郡北塩原村 (吐出・車道合流点)	雄子沢川、湯平口	桧原湖一周道路の一部として整備する。	昭和 60. 1. 31
11	喜多方北塩原線	起点－福島県耶麻郡北塩原村 (大塩・国立公園境界) 終点－福島県耶麻郡北塩原村 (大塩・国立公園境界) 起点－福島県耶麻郡北塩原村 (大塩・国立公園境界) 終点－福島県耶麻郡北塩原村 (早稲沢・車道合流点)	雄子沢、細野、桧原	喜多方方面から裏磐梯への到達車道及び桧原湖一周道路の一部として整備する。湖畔の風致維持に特に留意する。	昭和 60. 1. 31

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
12	会津若松裏磐梯線	起点－福島県耶麻郡磐梯町（山湖台・国立公園境界） 終点－福島県耶麻郡北塩原村（京ヶ森・車道合流点）	八方台	会津若松方面と裏磐梯を結ぶ道路（ゴールドライン）で磐梯山の西山腹を通過し、展望に優れ利用性の高い路線である。中間地点の八方台に園地を計画するが、この他展望地点には路傍駐車場を計画する。	昭和 60. 1 . 31
13	翁島押立線	起点－福島県耶麻郡猪苗代町（磨上原・国立公園境界） 終点－福島県耶麻郡猪苗代町（押立温泉）		猪苗代湖畔より押立温泉に至る車道として整備する。	昭和 60. 1 . 31
14	国道 49 号線	起点－福島県会津若松市（十六橋・国立公園境界） 終点－福島県耶麻郡猪苗代町（蟹沢・国立公園境界）	長浜	猪苗代湖畔をめぐる国道 49 号線で、産業道路として交通量が多いが、公園利用上は翁島を通過する路線としての機能をもたせる。展望地点等には路傍駐車場を整備する。	昭和 60. 1 . 31
15	幕川温泉線	起点－福島県福島市（鷲倉温泉・車道分岐点） 終点－福島県福島市（幕川温泉）		幕川温泉への到達車道として整備する。	昭和 60. 1 . 31

b 歩道

歩道は次のとおりである。

(表 19 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	白布温泉西吾妻線	起点—山形県米沢市 (白布温泉) 終点—山形県米沢市 (西吾妻山)	若女平	白布温泉から若女平を経て西吾妻山への登山道として整備する。	昭和 60. 1. 31
2	白布温泉人形石線	起点—山形県米沢市 (白布温泉) 終点—山形県米沢市 (人形石) 終点—山形県米沢市 (明道沢・国立公園境界) 起点—山形県米沢市 (明道沢・国立公園境界) 終点—山形県米沢市 (大平温泉)	新高湯	白布温泉より新高湯、天元台を経て人形石への登山道として、また白布温泉～新高湯間は入湯者の到達路として整備する。ただし、天元台～人形石間については、探勝歩道としての機能も持たせる。	昭和 53. 12. 8
3	萱平藤十郎線	起点—山形県米沢市 (萱平・国立公園境界) 終点—山形県米沢市 (藤十郎)	大平温泉	萱平及び大平温泉より藤十郎への登山道として現状の維持を図る。	昭和 53. 12. 8
4	立岩東大巔線	起点—山形県米沢市 (弥兵衛平北・国立公園境界) 終点—山形県米沢市 (東大巔・歩道合流点)	弥兵衛平	弥兵衛平を通過し、東大巔と結ぶ登山道であるが、一帯の湿原の保護を図るため、木道等を整備する。	昭和 60. 1. 31
5	滑川温泉弥兵衛平線	起点—山形県米沢市 (滑川温泉・国立公園境界) 終点—山形県米沢市 (弥兵衛平) 終点—山形県米沢市 (姥湯温泉)	潜滝、薬師森	滑川温泉より潜滝を経て弥兵衛平へ、また薬師森より分岐し、姥湯温泉へ至る登山道として現状の維持を図るものとするが、危険箇所等については安全に配慮する。	昭和 53. 12. 8
6	滑川温泉兵子線	起点—山形県米沢市 (滑川温泉) 終点—山形県米沢市 (兵子)	姥湯温泉	滑川温泉より姥湯温泉を経て、兵子へ至る登山道として現状の維持を図る。三階滝には、小休憩施設等を付帯させる。	昭和 53. 12. 8
7	滑川温泉家形山線	起点—山形県米沢市 (滑川温泉上・歩道分岐点) 終点—山形県米沢市 (高倉山) 終点—山形県米沢市及び福島県福島市 (家形山・歩道分岐点)	霧ノ平	滑川温泉より家形山及び霧ノ平から分岐し高倉山への登山道として現状の維持を図る。	昭和 60. 1. 31
8	信夫高湯家形山線	起点—福島県福島市 (信夫高湯) 終点—福島県福島市 (家形山下・歩道合流点)		家形山への登山道であり、現状の維持を図る。	昭和 60. 1. 31
9	五色温泉家形山線	起点—福島県福島市 (四郎右エ門沢・国立公園境界) 終点—福島県福島市 (家形山・歩道分岐点)		家形山への登山道であり、現状の維持を図る。	昭和 60. 1. 31
10	微温湯浄土平線	起点—福島県福島市 (微温湯温泉) 終点—福島県福島市 (浄土平)		微温湯温泉から浄土平に至る登山道であるが、ハイキング、一般探勝にも利用されているので、安全保持上必要な整備を行う。	昭和 53. 12. 8
11	土湯浄土平線	起点—福島県福島市 (土湯温泉) 終点—福島県福島市 (浄土平)		土湯温泉から浄土平に至る登山道であるが、ハイキング、一般探勝にも利用されているので安全保持上必要な整備を行う。	昭和 53. 12. 8
12	西吾妻一切経縦走線	起点—福島県福島市 (浄土平・歩道分岐点) 終点—福島県福島市 (白布峠)	一切経 家形山 東大巔 西吾妻山 西大巔	吾妻連峰の主稜線を縦走する登山道である。湿原及び高山植生の部分については、植生保護のため、木道等を整備する。	昭和 60. 1. 31

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
14	東吾妻山線	起点ー福島県福島市（姥ヶ原・歩道分岐点） 終点ー福島県福島市（鳥子平・歩道合流点）	東吾妻山	浄土平に近く、ハイキング、一般探勝などに多く利用されているので安全保持上必要な整備を行う。湿原及び高山植生の部分については、植生保護のための木道等を整備する。	平成2.8.18
15	吾妻小富士線	起点ー福島県福島市（浄土平） 終点ー福島県福島市（吾妻小富士頂上）		浄土平付近の最大の興味地点である吾妻小富士への探勝歩道であり整備にあたっては、安全保持及び周辺植物の保護に留意する。	昭和53.12.8
16	安達太良山縦走線	起点ー福島県福島市（鷲倉温泉） 終点ー福島県二本松市（奥岳スキー場）	鬼面山 箕輪山 鉄山 安達太良山	安達太良連峰の主稜線を縦走する登山道として現状の維持を図る。	昭和60.1.31
17	勢至平線	起点ー福島県二本松市（奥岳スキー場・歩道分岐点） 終点ー福島県二本松市（くろがね小屋・歩道合流点） 終点ー福島県二本松市（安達太良山山頂北・歩道合流点）	勢至平	安達太良山への登山道及びくろがね小屋への到達路として現状の維持を図る。	昭和60.1.31
18	湯川溪谷線	起点ー福島県二本松市（木ノ根坂塩沢） 終点ー福島県二本松市（鉄山山頂・歩道合流点）	くろがね小屋	安達太良山への登山道であり、現状の維持を図る。	昭和60.1.31
19	遠藤ヶ滝線	起点ー福島県安達郡大玉村（遠藤ヶ滝下・国立公園境界） 終点ー福島県二本松市（安達太良山山頂東・歩道合流点）		安達太良山への登山道であり、安全保持上必要な整備を行う。	昭和60.1.31
20	母成安達太良線	起点ー福島県耶麻郡猪苗代町（母成峠・国立公園境界） 起点ー福島県郡山市（石筵・国立公園境界） 終点ー福島県二本松市（安達太良山山頂北・歩道合流点）		安達太良山への登山道であり、安全保持上必要な整備を行う。	昭和60.1.31
21	沼尻船明神山線	起点ー福島県耶麻郡猪苗代町（白糸の滝東・国立公園境界） 終点ー福島県耶麻郡猪苗代町（船明神山・歩道合流点）		安達太良山の登山道であり、安全保持上必要な整備を行う。	昭和60.1.31
22	中津川溪谷線	起点ー福島県耶麻郡猪苗代町（秋元湖北） 終点ー福島県耶麻郡猪苗代町（藤十郎・歩道合流点） 終点ー福島県耶麻郡猪苗代町（中大巔南・歩道合流点）	ヤケノママ	溪谷探勝のための歩道であるが、現状は危険性が高いので、熟達者向きの歩道とする。	昭和60.1.31
23	早稲沢西大巔線	起点ー福島県耶麻郡北塩原村（早稲沢） 終点ー福島県耶麻郡北塩原村（西大巔）		吾妻連峰への登山道であり、安全保持上必要な整備を行う。	昭和53.12.8
25	桧原湖磐梯山線	起点ー福島県耶麻郡北塩原村（桧原湖南岸） 終点ー福島県耶麻郡猪苗代町（磐梯山山頂）	銅沼 中の湯 弘法清水	磐梯山への登山道で利用者の多いコースであり、安全保持上必要な整備を行う。	昭和60.1.31
27	押立磐梯山線	起点ー福島県耶麻郡猪苗代町（押立） 起点ー福島県耶麻郡猪苗代町（町営牧場） 終点ー福島県耶麻郡猪苗代町（磐梯山山頂）		磐梯山への登山道であり、安全保持上必要な整備を行う。	昭和60.1.31
28	猪苗代磐梯山線	起点ー福島県耶麻郡猪苗代町（赤埴山スキー場） 終点ー福島県耶麻郡猪苗代町（磐梯山山頂）	赤埴山 沼ノ平	磐梯山登山の主要コースであり、安全保持上必要な整備を行う。	昭和53.12.8
29	川上磐梯山線	起点ー福島県耶麻郡猪苗代町（川上温泉） 終点ー福島県耶麻郡猪苗代町（弘法清水）		磐梯山への登山道であり、現状の維持を図る。	昭和53.12.8

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
30	鎌沼東大巔線	起点－福島県福島市（鎌沼・歩道合流点） 終点－福島県耶麻郡猪苗代町（東大巔・歩道合流点）	鎌沼 谷地平	鎌沼付近については、利用者の多いコースであり、重点的に整備する。また、湿原、草原部分については、植生保護のため木道等を整備する。	平成2.8.18 平成31.変更
31	早稲沢曾原湖線	起点－福島県耶麻郡北塩原村（早稲沢） 終点－福島県耶麻郡北塩原村（曾原湖）	山砲峠	ハイキング、一般探勝路として整備し、主要展望地点には、休憩施設、簡易解説施設等を整備する。	昭和60.1.31
33	三城潟長浜線	起点－福島県耶麻郡猪苗代町（三城潟） 終点－福島県耶麻郡猪苗代町（長浜）	蟹沢	猪苗代湖畔の三城潟と長浜を結び湖畔を探勝する歩道として整備する。	昭和60.1.31
34	厩岳山線	起点－福島県耶麻郡磐梯町（猫魔ヶ岳頂上・歩道分岐点） 終点－福島県耶麻郡磐梯町（厩岳山南・国立公園境界）	厩岳山	利用者の多いコースであり、安全保持上必要な整備を行う。	平成2.8.18
35	丸山線	起点－福島県耶麻郡磐梯町（猫魔八方台・歩道分岐点） 終点－福島県耶麻郡北塩原村（丸山） 終点－福島県耶麻郡磐梯町（中ノ湯・歩道合流点）	丸山	利用者の多いコースであり、安全保持上必要な整備を行う。	平成2.8.18
36	東北自然歩道線	起点－福島県福島市（土湯温泉） 終点－福島県福島市（土湯温泉） 起点－福島県耶麻郡猪苗代町（土湯峠） 終点－福島県福島市（浄土平） 起点－福島県耶麻郡北塩原村（レンゲ沼） 終点－福島県耶麻郡北塩原村（桧原湖南東岸・歩道合流点） 起点－福島県耶麻郡北塩原村（毘沙門沼） 終点－福島県耶麻郡北塩原村（柳沼） 起点－福島県耶麻郡北塩原村（京ヶ森・歩道分岐点） 終点－福島県耶麻郡北塩原村（猫魔八方台・歩道合流点） 起点－福島県耶麻郡磐梯町（戸ノ口・国立公園境界） 終点－福島県耶麻郡磐梯町（銚子の口） 起点－福島県耶麻郡猪苗代町（天鏡台） 終点－福島県耶麻郡猪苗代町（頭無・国立公園境界） 起点－福島県郡山市（浜路・国立公園境界） 終点－福島県郡山市（浜前・国立公園境界）	男沼 女沼 幕川温泉 鳥子平 樋沼 鎌沼 中瀬沼 毘沙門沼 柳沼 雄国沼 名倉山 天鏡台 猪苗代湖南東岸	東北自然歩道として整備する。	平成2.8.18
37	横向箕輪山線	起点－福島県耶麻郡猪苗代町（横向温泉） 終点－福島県耶麻郡猪苗代町（箕輪山・歩道合流点）		箕輪山への登山道であり、安全保持上必要な整備を行う。	昭和63.7.23

(エ) 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 20：運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
1	天元台	索道運送施設	起点－山形県米沢市（白布温泉） 終点－山形県米沢市（天元台） 起点－山形県米沢市（天元台） 終点－山形県米沢市（人形石下）		白布温泉と天元台との有機的関連を考慮し、施設の改善を図る。 天元台と人形石下間については、現状維持を図る。	昭和 53. 12. 8
2	奥岳	索道運送施設	福島県二本松市（奥岳スキー場）		安達太良山の夏山探勝用として整備する。施設の整備にあたっては植生の保護等、環境の保全が図られるよう留意する。	昭和 53. 12. 8
3	赤埴山	索道運送施設	福島県耶麻郡猪苗代町（赤埴山スキー場）		夏山探勝用としての既存施設の現状維持を図る。	昭和 53. 12. 8
4	桧原湖	船舶運送施設	福島県耶麻郡北塩原村（桧原湖）		桧原湖の湖上探勝用としての施設を整備する。現在既に船舶は就航しているが、栈橋、休憩施設等の関連施設については完備されていないので、施設の改善を図る。	昭和 53. 12. 8
5	猪苗代湖	船舶運送施設	福島県会津若松市、郡山市及び耶麻郡猪苗代町（猪苗代湖）		猪苗代湖の湖上探勝用として施設を整備する。現在既に船舶は就航しているが、栈橋、休憩施設等の関連施設については完備されていないので、施設の改善を図る。	昭和 53. 12. 8
6	猪苗代湖	係留施設	福島県郡山市（舟津浜）		猪苗代湖の舟遊、遊覧等のための栈橋を整備する。	昭和 60. 1. 31

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
7	桧原湖	係留施設	福島県耶麻郡北塩原村（桧原湖南岸）		桧原湖の舟遊、遊覧等のための桧橋を整備する。	昭和 60. 1. 31
8	デコ平線	索道運送施設	起点—福島県耶麻郡北塩原村（デコ平） 終点—福島県耶麻郡北塩原村（デコ平）		デコ平スキー場及びその周辺の探勝利用のために既存施設の維持改善を図る。	平成 8. 7. 31
9	押立線	索道運送施設	起点—福島県耶麻郡猪苗代町（押立） 終点—福島県耶麻郡猪苗代町（押立）		冬季スキーリフトを夏季に運行し、終点駅舎周辺から猪苗代湖の眺望を楽しむための施設として整備する。	平成 17. 7. 12
10	横向温泉	索道運送施設	起点—福島県耶麻郡猪苗代町（横向温泉） 終点—福島県耶麻郡猪苗代町（箕輪山山腹）		横向温泉スキー場及びその周辺の探勝利用のため、既存施設の維持改善を図る。施設の整備にあたっては植生の保護等、自然環境の保全が図られるよう留意する。	新規
11	清水平	索道運送施設	起点—福島県耶麻郡磐梯町（清水平） 終点—福島県耶麻郡磐梯町（猫魔ヶ岳山腹）		清水平スキー場、猫魔ヶ岳、雄国沼及び磐梯山の探勝・登山利用のため、施設を整備する。施設の整備にあたっては植生の保護等、自然環境の保全が図られるよう留意する。	新規
12	翁島	係留施設	福島県耶麻郡猪苗代町（翁島）		猪苗代湖の舟遊、遊覧等のための桧橋等の既存施設の維持改善を図る。	新規

4 参考事項

(1) 過去の経緯

ア 公園区域

昭和25年9月5日	磐梯朝日国立公園の区域の指定 (厚生省告示第232号)
昭和53年12月8日	公園区域の全般的な見直し(再検討) (環境庁告示第94号)
平成23年11月22日	公園区域の見直し(第5次点検) (環境省告示第101号)
イ 規制計画	
昭和32年9月27日	特別地域、特別保護地区の指定 特別地域 of 指定(厚生省告示第307号) 特別保護地区 of 指定(厚生省告示第308号)
昭和46年11月13日	指定湖沼の指定(鎌沼、五色沼) (環境庁告示第41号)
昭和53年12月8日	保護規制計画の全般的な見直し(再検討) 特別地域(環境庁告示第96号) 特別保護地区(環境庁告示第97号)
昭和63年7月23日	保護規制計画の変更(第2次点検) (環境庁告示第24号)
平成2年12月1日	保護規制計画の変更(車馬等の乗入れ規制地域の追加) (環境庁告示第102号)
平成23年11月22日	保護規制計画の変更(第5次点検)

(環境省告示第102号及び第103号)

ウ 施設計画

昭和32年9月27日	全体計画の決定 (厚生省告示第306号)
昭和53年12月8日	利用施設計画の全般的な見直し(再検討) (環境庁告示第95号)
昭和60年1月31日	利用施設計画の変更(第1次点検) (環境庁告示第1号)
昭和61年1月31日	利用施設計画の変更(単独施設の追加) (環境庁告示第4号)
昭和63年7月23日	利用施設計画の変更(第2次点検) (環境庁告示第24号)
平成2年8月18日	東北自然歩道線道路の追加 (環境庁告示第54号)
平成8年7月31日	利用施設計画の変更(第3次点検) (環境庁告示第46号)
平成17年7月12日	利用施設計画の変更(第4次点検) (環境省告示第68号)
平成23年11月22日	利用施設計画の変更(第5次点検) (環境省告示第102号)